

※別紙1 (地域区分 5級地 ・ 地域単価 10.7円)

<サービス料金表>

◎訪問看護サービスを使わない場合 <<基本料金：1ヶ月ごとの包括料金（定額）です>>

<input checked="" type="checkbox"/>	要介護度	介護保険適用時の基本単位	単位単価後総額	利用者負担額（1割負担）	利用者負担額（負担2割）	利用者負担額（負担3割）
<input type="checkbox"/>	要介護1	5,680単位	60,776円	6,078円	12,156円	18,233円
<input type="checkbox"/>	要介護2	10,138単位	108,476円	10,848円	21,696円	32,543円
<input type="checkbox"/>	要介護3	16,833単位	180,113円	18,012円	36,023円	54,034円
<input type="checkbox"/>	要介護4	21,293単位	227,835円	22,784円	45,567円	68,351円
<input type="checkbox"/>	要介護5	25,752単位	275,546円	27,555円	55,110円	82,664円

◎加算・減算について

<input checked="" type="checkbox"/>	加算項目	加算の要件	<input checked="" type="checkbox"/>	介護報酬額
<input type="checkbox"/>	通所介護等サービス利用時の調整	通所介護等を受けている利用者に対して、当該サービスを行った場合	<input type="checkbox"/>	要介護1 -663円/日
			<input type="checkbox"/>	要介護2 -1,187円/日
			<input type="checkbox"/>	要介護3 -1,968円/日
			<input type="checkbox"/>	要介護4 -2,493円/日
			<input type="checkbox"/>	要介護5 -3,006円/日
<input type="checkbox"/>	初期加算	利用を開始した日から起算して30日以内の期間又は、30日を超える入院後に利用を再開した場合		321円/日 (30単位/日)
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制強化加算Ⅰ(イ)	厚生労働大臣が定める基準に適合していることを、市町村に届けた場合		6,848円/月 (640単位/月)
<input type="checkbox"/>	総合マネジメント体制強化加算	サービスの質を継続的に管理した場合		10,700円/月 (1,000単位/月)
<input type="checkbox"/>	生活機能向上連携加算Ⅰ	訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションを実施している事業所、リハビリテーションを実施している医療提供施設（許可病床数200床未満）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、計画作成責任者が生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成（変更）する場合ご負担いただきます。		1,070円/月 (100単位/月)
<input type="checkbox"/>	生活機能向上連携加算Ⅱ	訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションを実施している事業所、リハビリテーションを実施している医療提供施設（許可病床数200床未満）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が利用者宅を訪問し身体状況等の評価（生活機能アセスメント）を共同で行い、計画作成責任者が生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成（変更）する場合ご負担いただきます。		2,140円/月 (200単位/月)
<input type="checkbox"/>	同一建物減算	事業所と同一の建物の利用者が対象		-6,420円/月 (-600単位/月)
<input type="checkbox"/>	介護職員処遇改善加算Ⅰ	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合		1月につき加算、減算を加えて算定した単位の13.7%
<input type="checkbox"/>	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護現場において責任のある職務を担う職員の処遇を改善するための原資となります。		1月につき加算、減算を加えて算定した単位の6.3%
<input type="checkbox"/>	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)			1月につき加算、減算を加えて算定した単位の4.2%

※介護職員処遇改善加算および総合マネジメント体制強化加算については、区分支給限度基準額の算定対象外となります。

☆上記のサービス料金表によって、利用者の要介護度などに応じた金額をお支払いいただきます。

なお、法定代理受領の場合は給付額を除いた金額（原則としてサービス利用料金の1割又は2割）をお支払いいただきます。

☆利用者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うため必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆厚生労働大臣が定める基準の変更、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までに利用者にご説明します。

☆登録期間が1月に満たない場合又は短期入所サービスを利用する場合、ご利用中入院によって

月の半数（15日）以下の場合には、介護報酬額を以下の通り日割りで計算いたします。

それ以外の場合は満額請求いたします。1日も無い場合は請求いたしません。

◎登録期間が1月に満たない場合又は短期入所サービスを利用する場合の介護報酬額（日割り）

<input checked="" type="checkbox"/>	要介護度	介護保険適用時の基本単位/日	単価後基本日額	利用者負担額（1割負担）	利用者負担額（負担2割）	利用者負担額（負担3割）
<input type="checkbox"/>	要介護1	187単位	1,999円	200円	400円	600円
<input type="checkbox"/>	要介護2	333単位	3,568円	357円	714円	1,071円
<input type="checkbox"/>	要介護3	554単位	5,924円	593円	1,185円	1,778円
<input type="checkbox"/>	要介護4	700単位	7,494円	750円	1,499円	2,249円
<input type="checkbox"/>	要介護5	847単位	9,064円	907円	1,813円	2,720円

◎通信料

<input checked="" type="checkbox"/>		通信料	請求方法
<input type="checkbox"/>	みまもりケータイ	通話料はかかりません	
<input type="checkbox"/>	あんしんSVI	ご利用者の契約されている固定電話の契約内容に基づく	ご利用者の契約されている固定電話の支払い方法に基づく

◎通常の事業の実施地域外の交通費

<input type="checkbox"/>	事業所の通常の事業の実施地域を越えて、片道5キロ未満	片道 250円
<input type="checkbox"/>	上記の範囲を超え、更に超過距離5キロごと	片道 250円

◀領収証の再発行について▶

領収証は原則として再発行しないものとします。

但し、サービス利用の支払いに対する領収書紛失等の理由により、利用者又は利用者代理人から

領収証の発行依頼があった場合には、領収証明書を発行するものとします。

なお、発行に際しては、文書料として、一通につき金1,080円（税込）を申し受けます。

<input type="checkbox"/>	その他の費用	領収証明書発行費用	1,100円（10%税込金額）
--------------------------	--------	-----------	-----------------